

小牧岩倉衛生組合最低制限価格制度実施要領

平成 28 年 7 月 1 日  
28 小岩衛総第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、組合が発注する建設工事の入札において、小牧岩倉衛生組合契約規則（昭和 55 年規則第 3 号）第 16 条第 1 項の規定により、最低制限価格を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第 2 条 最低制限価格を設定する建設工事は、競争入札（総合評価落札方式による一般競争入札を除く。）に付する工事とする。

(最低制限価格の算定)

第 3 条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 土木工事 税抜予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格をいう。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項において「土木算定額」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 100 分の 87 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 100 分の 65 を乗じて得た額

(2) 建築工事 税抜予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項において「建築算定額」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額に 100 分の 95 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

ウ 直接工事費の額に 100 分の 10 を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に 100 分の 87 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 100 分の 65 を乗じて得た額

2 前項の場合において、土木算定額又は建築算定額が、税抜予定価格に

100分の92を乗じて得た額を超えるときは税抜予定価格に100分の92を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とし、税抜予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たないときは税抜予定価格に100分の75を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

3 管理者は、前2項に定める額によりがたいと認める場合は、別に最低制限価格を定めることができる。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を設定した入札が行われた場合は、予定価格の制限額の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、入札公告又は指名競争入札通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

(最低制限価格設定の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月23日から施行する。

2 改正後の小牧岩倉衛生組合最低制限価格制度実施要領の規定は、令和3年4月30日以後に締結すべき契約に係る入札から適用し、同日前に締結すべき契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和6年4月30日から施行する。

2 改正後の小牧岩倉衛生組合最低制限価格制度実施要領の規定は、令和

6年5月1日以後に締結すべき契約に係る入札から適用し、同日前に締結すべき契約に係る入札については、なお従前の例による。